

公益財団法人南アルプス市体育協会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、南アルプス市内の体育・スポーツ振興発展に貢献した実績のある団体並びに個人を表彰することを目的とする。

(表彰の種類及び基準)

第2条 表彰は、体育功労者表彰及び特別優秀表彰、優秀表彰とする。また本会に貢献し、本市の社会体育・スポーツの振興に寄与した功績顕著な団体並びに個人等には感謝の意を表すものとする。

- 2 体育功労者表彰は、本市社会体育・スポーツ振興のため10年以上尽力し、年齢45年を超える者でその功績が顕著である者とする。
- 3 特別優秀表彰は次の各号の一に該当する団体並びに個人とする。
 - (1) オリンピック・パラリンピック大会、競技別世界大会、アジア大会、ユニバーシアード大会等の世界大会に出場した団体並びに個人。
 - (2) 全国大会（日本体育協会並びにその加盟団体が主催する大会とする。）において優勝した団体並びに個人。
- 4 優秀表彰は次の各号の一に該当する団体並びに個人とする。
 - (1) 全国大会（日本体育協会並びにその加盟団体が主催する大会とする。）において8位以内に入賞した団体並びに個人。
 - (2) 関東大会等において4位以内に入賞した団体並びに個人。
 - (3) 県大会において優勝した団体並びに個人。
- 5 感謝状の贈呈は、この規程に定めるもののほか別に定める。
- 6 その他理事会で認めたもの。

(表彰方法)

第3条 表彰は、表彰状又は感謝状に記念品を添えて授与する。

(表彰選考)

第4条 表彰の選考は、加盟団体及び本部から推薦した候補者について表彰選考委員会がこれを行う。選考委員会に関する規程は会長が別に設ける。

(追 彰)

第5条 前年度表彰以降において死亡した者も表彰の対象として追彰することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、市民体育祭り総合開会式において行うものとする。ただし、事情によりその時期を変更し、又は必要のつど表彰することができる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成29年6月20日 一部改正